

平成23年4月15日

(社)日本ショッピングセンター協会
会長 木村 恵司 殿

警視庁生活安全部長
宮 園 司 史
(公印省略)

当面の防犯対策強化についてのお願い

この度の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、「計画停電の実施等に伴う防犯対策の強化についてのお願い」(平成23年3月14日付)、「震災防犯情報ホットラインの設置について(お知らせ)」(平成23年3月22日付)をご通知いたしましたところ、貴台傘下の事業所等の皆様方には、積極的な自主防犯活動等にご協力を頂いていることに対しまして、心より御礼申し上げます。

さて、この度の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、都内においても東京電力株式会社による計画停電が実施されておりましたが、当分の間、計画停電につきましては、原則として実施されないこととなりました。しかしながら、ご案内のように、各地で震災等に便乗した各種違法行為が発生しているほか、ひったくり等が多発する傾向も見られているところであります。更に、計画停電が実施されない場合においても、節電に伴う照明の照度の低下等に乗じたひったくり等の犯罪の発生も懸念されることから、引続き各種の防犯対策を推進することが必要であります。

当庁におきましては、各種の防犯対策の推進に万全を期してまいる所存であります。貴台傘下の事業所等におきましても、下記の諸点を含め、各種の自主防犯対策を着実に実施していただくよう再度周知方お願いいたします。

記

1 防犯体制の強化

現金や商品管理、義援金等の保守管理等の徹底を図るとともに、所要の警戒要員を確保するなどにより、防犯面で間隙を生じることのないような防犯体制の強化についてご配慮願います。

2 防犯設備等の点検整備

防犯カメラを始めとする各種防犯設備については、作動の確認を含め、随時保守・点検をお願いします。

3 警戒の徹底と通報の励行

事業所等の周辺の警戒を徹底するとともに、不審者(車)・不審物件発見の際には、速やかに110番通報をお願いします。

4 ひったくり被害等の防止について

事業所等が発行、管理するチラシ、電光掲示板等の広報媒体を通じて、地域に対するひったくり等各種犯罪の被害防止に関する情報発信をお願いします。